

Q

10

遺産分割に当たっての留意点

近々、遺産分割が予定されており、被後見人が相続人の1人です。遺産分割協議にあたり、被後見人の相続分（取り分）をどのように決めたらよいか、思案しています。



A

遺産分割協議をする場合、被後見人だけが不利益を被ることがないように、十分に配慮してください。基本的には、法定相続分（民法第900条参照）が被後見人の取り分と考えてください。

【被後見人の相続分】

原則として遺産分割協議では、法定相続分を被後見人の相続分として確保していただきます。それが、相続における被後見人の権利を守ることになるからです。

なお、遺産の内容や被相続人との関係、その土地の慣習、他の相続人の構成などから、原則どおりにすることが必ずしも妥当とは言えない場合には、必ず事前に家庭裁判所にご相談ください。

【遺産分割に当たって】

相続人の間で意見がまとまらず、分け方が決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用する方法もあります。

なお、後見人と被後見人がともに相続人である場合、遺産分割協議にあたり、特別代理人選任の手続が必要になることがあります（Q 1 1 参照）。